

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	消費・安全局総務課
部署の業務内容	消費・安全局の所掌事務に関する総合調整に関すること等。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	消費・安全局各課において、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、通常業務や改革工程表の取組を通して各課に対して指示等を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	当課業務への直接の評価ではないが、消費者との意見交換等において、消費・安全局の業務への取組について一定の評価をいただいている。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情等の内容に応じて、局内、局外を問わず、速やかに担当部署に連絡し、情報共有を図るとともに、密に連携しながら対応している。 農林水産省改革に伴い、省内統一の情報提供マニュアルも踏まえ、今後とも適切に対応していく。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	当課単体としては具体的な政策を持たないが、消費・安全局として外部への説明、意見交換等の取組を適切かつ十分に行われるよう各課に対して指示等を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	消費・安全局の窓口として、業の振興と消費者の利益が一致しないという認識を持ち、他の振興部局との調整業務に従事している。 なお、消費・安全局は業界所管部局ではないため、消費者と業界の利害の不一致はない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	消費・安全局の担当業務のほぼすべてが食の安全に関連するものであり、消費・安全局の所掌事務に関する総合調整を行う総務課の業務も食の安全に関連する。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	消費・安全局は、BSE問題を契機に、農林水産省が国民の健康を第一に考える省に生まれ変わるべく、食品の安全確保のために必要な施策の企画・立案を、産業振興の観点から行う施策の企画・立案と切り離して行うため、発足した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	業振興部局に対しても、国民の健康を第一に考えることが重要であることが徹底されるよう、他部局に対し、情報の共有や知見の提供を行う際の窓口としての役割を果たしていく。
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全を所管する局の総務課であるので、ほぼ全ての業務が食の安全に係る業務である。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			